

国立研究開発法人森林研究・整備機構寄附金等受入規程

平成21年12月10日

21森林総研第1245号

最終改正：令和5年6月26日（5森林機構第345号）

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）への現金及び有価証券（以下「寄附金」という。）、物品、土地及び建物等の不動産並びに知的財産権（以下、寄附金を含めて「寄附金等」という。）の寄附の受入に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（受入基準）

第2条 機構は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するときは、その寄附金等を受け入れることができる。

- 一 寄附金等が国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）第3条に定める目的の達成に資するものであること
- 二 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されていないこと
 - ア 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること
 - イ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ウ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること
 - エ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡又は使用させること
- 三 寄附金等を受け入れることにより、機構の業務又は財政に特段の負担又は支障がないと認められること
- 四 寄附者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 五 前号に掲げる者のほか、機構が受け入れるには社会通念上不相当と認められる者でないこと。

（寄附金の種類等）

第3条 機構が受け入れる寄附金の種類は次のとおりとする。

- 一 一般寄附金 寄附者が、用途を特定せずに寄附し、それを受けて機構が、第2条の基準に従って用途を特定するもの
- 二 特定寄附金 用途があらかじめ特定された寄附金であり、次に掲げるもの
 - ア 用途特定寄附金 寄附者が、寄附の申し込みにあたり、あらかじめ用途を特定する

もの

イ 募集特定寄附金 機構が、募集にあたり、募金対象事業、募金額、募集の方法及び手続き、募集期間等の募集計画を作成し、あらかじめ使途を特定するもの

(受入手続)

第4条 寄附金等を機構に寄附しようとする者は、別に定める要領により、寄附金等の受入に必要な手続きをする。

(寄附金等の取扱い)

第5条 受入れた寄附金等は、機構の収入として諸規程に定めるところにより取扱うものとする。

(使途変更)

第6条 機構は、寄附目的が達せられときは、寄附金等の使途を変更することができる。

(適用除外)

第7条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の全部又は一部を適用しないことができる。

- 一 他の規程等に準じて、当該寄附金等を取扱うことが可能なとき
- 二 寄附金等が国、独立行政法人又は地方公共団体等からの寄附であるとき

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関して必要な事項は、その都度定めることができる。

附 則

この規程は、平成21年12月10日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日 26森林総研第1602号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日 28森林総研第1877号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月26日 5森林機構第345号)

この規程は、令和5年6月26日から施行する。